（整理番号１９０６）

長野地方最低賃金審議会

第３回本審議会　議事録

開催日時 場所	令和元年８月２日　　13時30分～14時03分 長野労働局２階　会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　５人	定数　５人
	労働者代表委員	出席　４人	定数　５人
	使用者代表委員	出席　４人	定数　５人
主要議題	１　長野県最低賃金審議会実地視察結果について ２　令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達） ３　その他		

議事録

○大日方賃金室長

それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会、令和元年度第３回総会を開催いたします。

定足数確認、審議会成立の報告でございます。本日の出席委員は、委員15名中13名の出席をいただいております。最低賃金審議会令第５条第２項の規定により、３分の２以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、これからの審議につきまして、岩﨑会長、よろしくお願いします。

○岩﨑会長

今日は暑い中、ご出席いただきありがとうございます。

目安額の答申が出ましたが、慎重に議論いたしましょう。よろしくお願いします。

本日の議題ですが、１つ目は長野地方最低賃金審議会実地視察結果について、２つ目は令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について、そして３つ目はその他を予定しております。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。労働者代表委員は櫻井委員、使用者代表委員は中村委員にお願いします。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規程第６条第１項に基づきまして、公開が原則とされております。本日の会議は、公開により率直な意見交換等々に支障があるとは認められないので、公開といたします。

なお、事務局で、会議公開要綱第３条に基づきまして、本日開催の 14 日前に、公開の公示をいたしましたが、希望者は無かったということです。

１　長野地方最低賃金審議会実地視察結果について

○岩崎会長

それでは、まず議題１、長野地方最低賃金審議会実地視察結果についてに入ります。事務局で、結果について説明をお願いします。

○松本室長補佐

お手元に資料番号 No.１「長野地方最低賃金審議会実地視察結果（令和元年度）」という資料がございますのでご覧ください。

日程調整の結果、７月９日、12 日、16 日、19 日、23 日の５日間、実地視察を東信地区で行いました。

ご協力いただいた事業場は、10 事業場でございます。それぞれの業種ですが、Ａ社は社会福祉施設、Ｂ社は道路旅客、タクシー業でございます。Ｃ社は理美容業で美容院でございます。Ｄ社はその他の小売り、スーパーでございます。Ｅ社はパルプ・紙・加工製品、段ボールを作っております。Ｆ社は道路旅客、こちらもタクシー業でございます。Ｇ社はクリーニング業、Ｈ社は衣服その他の繊維を製造しております。Ｉ社はホテル業、Ｊ社は社会福祉施設でございます。

規模の内訳でございます。それぞれ４つの区分に分かれていまして、30 人未満、30～49 人、50～99 人、100 人以上とあります。それぞれの内訳の人数については、ご覧のとおりです。括弧内については、組合員数を示している数字でございます。Ｂ社については、労働組合があるということで、29 名のうち８名が組合員ということでございます。

次に、項目５実地視察事業場面談者についてです。面談者について、使用者側については、事業主等の管理者、労働者側については、労働組合がないところもありますが、労働者等を代表する者ということでございます。

次に、２ページでございます。これについては、使用者側に事前に視察票をお送りしましてご回答いただいたものと、実地視察当日の聴き取り結果によって取りまとめを行いました。売上や利益状況については、増加というホテル業１社以外は、それぞれ減少、やや減少というところがほとんどでございます。詳細については、それぞれご覧いただければ結構でございます。理由については、業績の悪化、社員の退職など色々でございます。

次に３ページをご覧ください。定期昇給の状況ですが、今年実施したというのは５社、凍結が５社となっております。

ベースアップの今年の状況でございますが、改定を実施したのが３社、改定を

実施していないのが７社です。改定の内容につきましては、４月が１社、５月が１社、７月が１社で、それぞれ４月 0.7、５月 2.0、７月 2.0 という比率になっております。

賃金改定に当たっての考慮については、複数回答ということで、同業者の賃金相場が６、周辺事業場の賃金相場が１、物価が２、生計が１、支払能力が５、最低賃金が６、労使関係が２、その他が２となりました。２については、職員の能力とか資格に応じてという回答ということでした。

次に、労働者の低賃金、比較的低い方の賃金についてご回答を頂きました。Ａ社からＪ社、それぞれ月額・日額・時間額、経験年数、職種についてはそれぞれ資料のとおりでございます。※については、回答が無かったということでございます。金額の算出方法ですが、月額欄について、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｅ社は、月の平均の法定労働時間の 173.8 で除した金額、Ｈ社は、月の所定労働時間 166.2 で除した金額。また、日額について、Ｆ社は、所定労働時間の７時間で除した金額、Ｈ社は、１日の所定労働時間の６時間で除した金額となっております。

次の４ページの表（２）が、先ほどの３ページ４（１）の表を規模別にまとめたものでございます。１名～29 名については 821 円～1027 円、30 名～49 名については 828 円～1,218 円、50 名～99 名については 850 円～900 円、100 人以上については 821～1,100 円ということになりました。

次に項目５当該事業場の賃金水準についてです。まず事業場別についてですが、「高い」はゼロ、「普通」は８社、「低い」は１社でした。なお、※の１社については、回答がございませんでした。次に規模別についてですが、それぞれ大体「普通」というところが圧倒的に多く、「低い」というところは１社でした。

次に５ページをご覧ください。地域の同業者との比較です。事業場別に見ますと、「高い」が２社、「普通」が７社、「低い」が１社でございました。規模別に見ますと、「普通」が圧倒的に多く、「低い」ところが１社ということでした。

ページをめくっていただきまして、６ページでございます。地域の企業規模と比較してでございます。事業場別に見ますと、「高い」がゼロ、「普通」が８社、「低い」が１社でございました。※の１社については、回答がございませんでした。規模別については、圧倒的に「普通」が多い回答でございます。

項目６番、最低賃金についての意見についてです。概略を説明いたしますと、ここ数年急激な値上がり幅で給与改定が追い付かない、経営が厳しいので上げ幅を縮小してほしい。毎年の上昇が厳しく、美容業界については料金が値上げできない。美容室の数や美容師の数がともに最高を記録している一方、お客さんが減少している。低価格化、利用率の低下、市場自体が縮小ということが挙げられてございます。Ｄ社は、最低賃金の改定は、人件費にダイレクトに影響を及ぼすため、企業の経営の立場から、毎年の更新は非常に厳しい。Ｅ社は、企業・業種の向上が第一で、当社は受注産業であり、地域経済の発展は不可欠。Ｆ社は、大して利益もないのに毎年上げられるのは大変。Ｇ社は、最低賃金の上昇は、小さな会社にとっては大変。Ｈ社は、極端な改定が行われると、企業の存続に影響があ

る。Ｉ社は、あまりにも急激に上昇しすぎというような感じがする。Ｊ社は、介護報酬と両方合わせてアップしたらどうかというご意見でございました。

次に７ページ、適当と思われる最低賃金についてです。日額と時間額にまとめさせていただきました。日額については6,680円、5,500円、6,640円という回答でした。時間額については835円、821円、800円、830円、850円、1,000円ということでしたので、800円台が多数でした。理由については、先ほどと同様、人手不足、高齢化、経営が厳しい、消費税がまた秋に上がる、仕事の内容に合った額なのか、人件費、そういう理由が主な理由でございました。

次に項目７番その他意見・要望等についてです。意見・要望としては、資料のとおり、人材の確保が厳しいとか、今後の状況が懸念されるとか、そういう理由が主でございました。Ｄ社、Ｆ社、Ｉ社、Ｊ社については、回答がございませんでした。

次に８ページ、労働者側の意見についてです。事前に頂いた回答と実地視察時の聴き取り結果をまとめたものです。Ａ社からＪ社、非常に厳しい状況、やや悪い、厳しい、売り上げ、仕事量が減少している、売り上げが落ちている、人手不足という意見が主でございました。

次に、労働者の目から見た同業他社の経営状況についてです。これも、経営状況が厳しい、仕事量が落ち込んでいる、高齢化、売り上げも苦戦している、人材確保に苦戦しているという同じような内容でございました。

次に９ページ、項目３今年の定期昇給とベースアップについてです。定期昇給があったのが６社、無かったのが４社でした。これについては、先ほど説明しました３ページの項目２定期昇給についての中で、実施５社、凍結５社との回答がありました。食い違いがあるということで、ご了解いただきたいと思います。次に、（２）のベースアップの要求額（率）とその基準についてです。要求したというところが１社、金額については１万円でした。基準については、今まで歴代この金額を要求していたとのことでした。要求していないところが９社でございます。要求した場合の妥結状況についてですが、現状維持で変わらないということでございました。

次に、９ページの項目４番長野県最低賃金（現行821円）についてどう思うかということについてです。「まあまあ」というところが７社、「低い」というところが３社でございました。

次に、最後の10ページでございます。項目５最低賃金を決める場合にはどういう場合が望ましいかということについてです。時間額で決めるべきだというご意見が９社で圧倒的に多く、日額で決めるべきが１社でございました。

次に、項目６最低賃金を決める場合にいくら位が適当かということについてです。時間額で850円、1,000円、850円、850円、821円、900円、821円、850円、950円、900円、日額で6,800円ということでした。主な理由としては、全国平均に近づけてほしい、消費税が10%だから、引き上げないと生活が厳しくなるからという理由と、最賃もプラスしたほうが求人の需要も高くなるのではないかと

いう回答でありました。※は回答がございませんでした。

次に項目７最低賃金の改定による賃金へ影響についてです。影響が「ある」というところが７社ございまして、「直接的」が５社、「間接的」が２社。２社の理由については、Ｆ社は歩合制なので、Ｉ社は現状賃金の見直しを行い上昇するということが理由でございました。「ない」というところが３社でございまして、Ａ社については、福祉関係の業界の影響力が薄いイメージがある。Ｅ社については、理由の回答はございませんでした。Ｈ社については、基本給がベースの給与のためということで、それぞれ回答がございました。

最後に、最賃改正に当たっての意見・要望についてですが、Ｂ社について、消費税10%になると、最賃を段階的に上げないと給料の目減りがひどいということで回答いただきまして、ほかの９社については、ご回答は頂けませんでした。以上実地視察の結果の説明でございます。

○岩﨑会長

只今の説明につきまして、何かご意見、ご質問ございましょうか。

＜「なし」の声あり＞

２　令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）

○岩﨑会長

次に、議題２、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。説明をお願いします。

○大日方賃金室長

それでは、資料 No.２をご覧ください。中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣宛てに、７月 31 日付で、令和元年度地域別最低賃金改定の目安について答申がされました。概要のみ、ご説明させていただきます。

まず、答申の記の１～５でございます。まず１番目として、「令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった」ということでございます。後ほど説明をいたしますが、公益委員見解によって示されているということでございます。２番目として、目安に関しましては、別紙１の公益委員見解というものと、別紙２の小委員会の報告書、これを中央最低賃金審議会に提示するという形でございます。３番目として、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守る、あるいは公益委員の見解を十分参酌されて、自主性を発揮されることを強く期待するものであるというようなところが書かれております。４番目として、中小企業・小規模事業場が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、労使共通の認識であるということ。それと、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望するということ。５番目として、行政機関が民間企業に業務委託しているような場合に

つきましては、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないように、発注時における特段の配慮を要望するということが答申文に書かれております。

めくっていただきますと、別紙の１ということで、公益委員見解が示されております。長野県はＢランクということになりまして、目安額につきましては 27 円ということでございます。それと、今回公益委員見解をまとめるにあたって、６つのポイントが掲げられております。このページの２の（１）の８行目のところから記載がございます。

まず①としまして、公益見解をまとめるに当たっては、賃金改定状況調査結果第４表のうち、特にＤランクの賃金上昇が、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大であること。②としまして、春季賃上げ妥結状況が、昨年度に引き続き２％を超える高い水準であること。③としまして、消費者物価の上昇傾向が続いており､今後も引き続き上昇することが見込まれること。④としまして、名目 GDP 成長率は、年率３％に及ばず、また影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で１倍を超え、就業者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引き上げが､雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないということ。⑤としまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を、引き続き上昇させていく必要があること。⑥としまして、最低賃金を含めた賃金の引き上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていること、この辺を特に重視する必要があることが、公益委員見解の６つのポイントとしてまとめられています。

そのほか、（２）として、生活保護水準と最低賃金の比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことを確認しているということ。（３）については、消費税の増税の影響等について、これから議論を行う必要があるというようなことも、まとめられているということでございます。

それと別紙２につきましては、項目２といたしまして労働者側の見解、めくっていただきますと、項目３として使用者側の見解、それぞれ小委員会の中で議論されたことが細かに書かれてございます。この辺のところにつきましては、後ほど、皆さま方のほうでご確認をいただけるとありがたいということでございますので、よろしくお願いします。

また、本日につきましては、今回のこの答申に引用されたその資料につきまして、お手元のほうに用意をさせていただいてございます。資料 No.３を開いていただければと思います。ここで１～９ということで、答申に引用されたものを、抜粋してお手元に添付をさせていただいてございます。

まず、３－１といたしまして、令和元年度の賃金改定状況調査の結果でございます。皆さまがよく注目される第４表を付けさせていただいております。①と②

ということで付けさせていただいております。これにつきましては、ランク別・男女別というような形でまとめられておりますので、そのような見方で見ていただければというふうに思っております。

続いて、めくっていただきまして、３－３の資料でございます。これにつきましては、先ほどの答申の中にありました春季賃上げの妥結状況をまとめた表でございます。

以下、３－４につきましては、物価に関することの指標。３－５につきましては、実質名目ＧＤＰの推移等の指標。３－６につきましては、地域別最低賃金の未満率・影響率の表。３－７につきましては、完全失業率と有効求人倍率の推移等の表です。３－８につきましては、倒産件数をまとめた表でございます。

それと、最後に３－９として添付させていただいてございますのは、パートタイム労働者の１求人票あたりの募集人員平均額、裏面については、募集賃金の下限額の表でございます。これは昨年度から加わった新たな資料になります。３の資料については、答申に係った引用された部分だけ抜粋したものになります。

そのほか、お手元に配布させていただいてございます資料 No.４につきましては、地域別の最低賃金の推移等に関する資料で、毎年同じような形のものを付けさせていただいております。

資料 No.５につきましては、長野県の賃金実態調査の結果報告書でございます。今年の６月時点の賃金の調査をした結果をまとめています。この総括表をもとに、３枚目にございます長野県の最低賃金、未満率・影響率の一覧表を作成しております。

次に、６と７の資料を付けさせていただいておりますが、これは長野県の主要経済指標となる資料でございます。最新の資料ということで配布させていただいておりますが、今後新しい資料をご提供していくこととしております。

事務局からは、以上でございます。

○岩崎会長

ご苦労さまでした。

では、今の説明について、何か質問、意見がございましたらお願いします。資料としては、結構いろいろありました。いかがでしょうか。

○財津委員

ご説明ありがとうございました。

資料番号３の一番最後の資料についてです。昨年度から新規で用意された資料ということで、パートタイム労働者の１人当たりの募集平均額とその下限ということであります。例えば長野県のところを見てみますと、募集平均額は 977 円から、今年の５月の段階では 997 円に上がってきているということですが、これは実際どのぐらいのところから調べて上がっていった数値でしょうか。この出元というのは、労働局の調べでしょうか。

○大日方室長

この出所につきましては、３ページの一番下に記載がありますとおり、「職業安定業務統計」でございます。各職業安定所につきましては、これは安定所によって違った統計といいますか、それぞれ個別の統計を取っているようでございますが、それを集計したものとなります。

○財津委員

そうしますと、ハローワークのところでパートさんの求人ということで来たときの、そこに書かれた金額の集計ですか。

○大日方室長

それの平均と下限の部分をまとめたものということで、ご理解いただければと思います。

○財津委員

分かりました。ちょっと興味深く見させていただきました。ありがとうございました。

○岩崎会長

ほかに何かございますか。

＜「なし」の声あり＞

３　その他

○岩崎会長

では、議題３、その他に入ります。労働者代表委員、何かございますか。

＜労働者代表委員　「ございません。」＞

○岩崎会長

使用者代表委員、何かございますか。

＜使用者代表委員　「ございません。」＞

○岩崎会長

では、念のために今後の日程について、報告をお願いします

○大日方賃金室長

特段現時点におきまして日程の変更はございませんので、資料は配布しておりません。確認のため、口頭でお伝えいたします。

まず、来週の８月５日午前 10 時から第２回最低賃金専門部会。８月７日午前 10 時から第３回県最賃の専門部会。８月８日午後４時から第４回総会。ここでは

県最賃の答申、あるいは特定最賃の必要性の諮問を行う予定とさせていただいております。

続きまして８月23日午前10時半から第２回特定最賃の検討小委員会。８月26日午前10時半から第５回総会。ここにおきましては、県最賃の異議申立の審議、あるいは特定最賃の必要性の答申、特定最賃改正の諮問等を行う予定とさせていただいております。

また、８月26日の会場の変更がありましたのでお知らせをしたいと思います。正式の通知は、後日送付させていただきます。当初予定しておりましたホテル信濃路でありますが、これを本日行っております長野労働局の会議室、２階に変更をお願いします。したがいまして、これから８月末までの日程につきましては、外部会場を使わずに、こちらの会場を基本的に使うという形になりますので、よろしくお願いします。

それぞれの委員の皆さま方には、お忙しいところ恐縮でございますけれども、ご出席をたまわりたくお願いを申し上げる次第でございます。事務局からは、以上でございます。

○岩崎会長

ほかに何かございましょうか。よろしいでしょうか。では、ないということですので、本日はこれで閉会といたします。どうもご苦労さまでした。